

令和 6 年度 第 1 回
和泉市障がい者地域自立支援協議会資料

令和 6 年 8 月 6 日（火）

令和6年度 第1回和泉市障がい者地域自立支援協議会 資料

内容

権利擁護の取組み..... 1

相談支援部会..... 4

就労支援部会..... 7

地域移行部会..... 10

地域生活支援拠点部会 15

子ども部会 22

支援の質向上プロジェクトチーム..... 25

委員提案..... エラー! ブックマークが定義されていません。

これまでの委員提案..... 28

はじめに

この資料は、和泉市障がい者地域自立支援協議会の下部組織である各種部会等における取組み内容をまとめたものです。

取組みの方向性は、第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画（下記参照）に掲げた方針や目標に沿ったものとし、各部会においては、関係機関・事業者の皆さまにご参画いただき、取組みを進めているところです。

今後も、和泉市のサービスの提供体制の確保・充実や支援体制整備の推進してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

第7期和泉市障がい福祉計画及び第3期和泉市障がい児福祉計画（概要）

1. 基本理念

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

障がいのある人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるよう意思決定支援を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援体制の整備を進め、また、サービスに関わる人材の確保や育成等を通じて権利擁護の推進とサービスの充実を図ります。

あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、本計画と関連計画である地域福祉計画と連携を図り、地域における包括的な支援体制を構築することで地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

2. 基本方針・施策の方向性（第7期和泉市障がい福祉計画）

1 自己決定の尊重と意思決定の支援

日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障がい者本人の自己決定の尊重に基づく意思決定支援ができるよう支援します。

➡重点目標5

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、包括的な支援体制

の整備を進めるため、関係部署や関係機関との相談支援体制強化に努めます。

➡重点目標 5

障がい者が希望するひとり暮らし等の実現のため、障がい者地域自立支援協議会の活性化に努め、居住支援協議会等との連携に努めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が抱えるさまざまなニーズに対応するため、専門性を高めるための研修や多職種間の連携促進、利用者の安全確保など、障がい福祉サービス提供体制の充実に努めます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備

地域生活の移行や地域定着のため、安心して暮らすことができるよう、サービス提供及び支援体制の確保に努めます。

➡重点目標 1・2

地域生活支援拠点の機能の充実のため、関係機関の効果的な支援体制の構築・機能充実に努めます。

➡重点目標 3

就労支援施設の推進により、福祉施設から一般就労への移行等の推進及びその定着に努めます。

➡重点目標 4

ニーズを把握し、関係機関と連携した障がい福祉サービスの利用促進や地域課題の整理、地域資源の開発等を通じた強度行動障がいや高次脳機能障がいなどを有する障がい者等に対する支援体制整備に努めます。

4 障がい福祉人材の確保・定着、人材育成

障がい福祉サービスを安心して利用できるよう、障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実を図り、サービス提供体制の整備を促進します。

➡重点目標 5

5 障がい者の社会参加の促進

文化芸術活動に参加する機会の確保や文化芸術活動の情報収集・発信など、障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進を図ります。

障がい特性に配慮した、意思疎通支援の体制づくりの充実に努め、障がい者等

による情報の取得利用・意思疎通の推進に取り組みます。

6 権利擁護の推進及び障がい者差別のない社会づくり

障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で電話・メール等による相談・通報を受付け、速やかな事実確認・安全確認を行い適切に対応します。

また、事案の傾向把握や検証を通じて、必要に応じてマニュアルの見直しや相談支援事業者等への周知など、虐待の早期発見や未然防止に努めます。

障がい者差別のない社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動や研修等、取組みを進め、障がい者の住みやすいまちづくりに努めます。

3. 重点目標（第7期和泉市障がい福祉計画）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【取組概要】 関係する部会：相談支援部会

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が地域において自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者と協働し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：地域移行部会

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

3 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を整備・運用に取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：地域生活支援拠点部会

障がいのある人が住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用します。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築し、一般就労への移行及び福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて取り組みます。

【取組概要】 関係する部会：就労支援部会

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標】

	令和3年度（実績）	令和8年度（目標値）
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	28 人	44 人以上
就労定着支援の利用者数	17 人	24 人
就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	11,794 円	16,613 円

5 相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

障がい者の自立支援に向けた体制整備に向けて相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化に取り組みます。その他、障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【取組概要】 関係する部会：相談支援部会・ICT プロジェクトチーム

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けて、自立支援協議会の体制の改善を図るなどの活性化に取り組みます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組みます。

特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（件／年）	4件	4件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援（件／年）	1件	1件	1件
個別事例の支援内容の検証（回／年）	4回	4回	4回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施（回／年）	3回	3回	3回

障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉

【所掌事項】

- ・障がい者計画及び障がい福祉計画の策定等
- ・障がい者の施策の総合的な推進について

【構成】

- ・障がい福祉課(事務局)
- ・学識経験者・当事者団体
- ・関係機関(HW・保健所)・市民委員

【所掌事項】

- ・障がい者の自立支援に関する体制整備について

【構成】

- ・障がい福祉課・基幹相談支援センター(事務局)
- ・学識経験者・当事者団体・部会代表者・関係機関(HW・保健所)
- ・市民委員

【目的及び内容】

- ・障がい福祉計画における重点目標に関する具体的取り組みについての協議を行うなど、障がい者の地域生活に関するシステム構築や連携体制の構築について協議を行う中核的役割の場

和泉市障がい者施策推進協議会
(障害者基本法第3条第4項) ※条例設置

協議の報告等

意見

和泉市障がい者地域自立支援協議会
(障害者総合支援法第89条の3) ※条例設置

協議の報告や提案

承認・意見・依頼

【所掌事項】

- ・協議会や各種部会と連動して障がい者の自立支援に関する体制整備について具体的に実行(推進)するための検討を行う。

【構成】

- ・障がい福祉課・基幹相談支援センター
- ・障がい者相談支援センター・他関係機関(※)
- ※必要時、関係機関や部会代表者の参画もあり

【目的や内容】

- ・自立支援協議会で協議された事項を具体的な実行に移すための検討を行う。また、協議会での協議結果を踏まえて部会に対して、意見などを行う。
- ・各部会等であがった課題を共有し、内容や優先順位等について協議会での協議事項を整理する。
- ・地域課題を整理し、課題に対する検討や解決に向けた部会等の設置について検討や提案を行う。
- ・協議会の運営や部会の進捗について共有及び検討する。

和泉市障がい者地域自立支援協議会推進会議 ※要綱設置

部会運営・庶務担当
：子育て支援室

子ども部会

【構成】

医療、保健、保育、教育、福祉の関係機関

【目的及び内容】

- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築
- ・医療的ケア児の課題検討

相談支援部会

【構成】

- ・基幹相談支援センター
- ・障がい者相談支援センター
- ・特定相談支援事業者

【目的及び内容】

- ・地域課題の解決
- ・計画相談支援の質の向上
- ・情報共有 など

就労支援部会

【構成】

- ・基幹相談支援センター、泉州北障害者就業・生活支援センター、就労系事業者

【目的及び内容】

- ・一般就労への移行
- ・工賃向上(共同受注体制)
- ・企業開拓、販路拡大 など

地域移行部会

【構成】

- ・基幹相談支援センター
- ・障がい者相談支援センター
- ・和泉保健所、精神科病院

【目的及び内容】

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・効果的な地域移行(退院促進)など

地域生活支援拠点部会

【構成】

- ・基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、特定相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体 等

【目的及び内容】

- ・相談支援、緊急時の受入れ等地域生活支援拠点(面的整備型)の整備
- ・短期入所事業者等との連絡会 など

支援の質向上 PT

【構成】

- ・基幹相談支援センター
- ・サービス事業者 等

【目的及び内容】

- ・効果的な支援のあり方検討

令和6年度 和泉市障がい者地域自立支援協議会 年間活動計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域自立支援協議会						【第1回】 8月6日						【第2回】	
推進会議			【第1回】 5月10日	【第2回】 6月26日									
相談支援部会	全体会(勉強会)	【第1回】 4月11日			【第2回】 7月17日						【第3回】 1月15日		
	ネットワーク会議			【第1回】 6月19日		【第2回】 8月21日		【第3回】 10月16日		【第4回】 11月20日		【第5回】 2月19日	
	事業所訪問			6月21日	7月11日	8月〇日	9月〇日						
就労支援部会	全体会												
	工賃向上	【第1回】 4月15日			【作業役務】 7月11日								
	一般就労への移行	【ケーススタディ①】 4月24日		【ケーススタディ②】 6月19日		【ケーススタディ③】 8月〇日		【ケーススタディ④】 10月〇日		【ケーススタディ⑤】 (振り返り) 12月〇日			
地域移行部会	全体会(研修会)			【第1回】 6月17日 【研修会①精神疾患】 <第1回>6月27日	【研修会①精神疾患】 <第2回>7月22日	【研修会②アルコール】 <第1回>8月29日		【第2回】 10月〇日	【研修会③市民講演会】 11月7日	【研修会②アルコール】 <第2回>12月〇日		【第3回】 2月〇日	
	居場所づくりチーム	【居場所】 4月10日・17日 【チーム会議】 4月25日	【居場所】 5月8日・22日	【居場所】 6月12日・26日	【居場所】 7月10日・24日	【チーム会議】 8月2日 【居場所】 8月14日・28日							
	退院促進チーム		【チーム会議】 5月8日			【チーム会議】 8月〇日			【チーム会議】 11月〇日				【チーム会議】 3月〇日
地域生活支援拠点部会	全体会		【第1回】 5月30日			【第2回】 8月22日			【第3回】 11月21日			【第4回】 2月27日	
	短期入所利用スキーム			【第1回】 6月18日									
	在宅スキーム			【第1回】 6月20日									
子ども部会				【第1回】 6月3日			【第2回】 9月〇日				【第3回】 1月〇日		
権利擁護の取り組み	法律相談(定例)				【第1回】 7月17日 (相談支援部会と合同)		【第2回】 9月〇日			【第3回】 12月〇日			【第4回】 3月〇日
	事業所対象研修 ・虐待防止 ・権利擁護								【研修】 11月20日(予定)				
	虐待関連					【第1回レビュー会議】 8月〇日						【第2回レビュー会議】 2月〇日	
支援の質向上P.T	全体会			【第1回】 6月18日									
	個別支援計画チーム			【第1回】 6月18日									
	社会資源チーム			【第1回】 6月18日	【第1回】 7月31日								

権利擁護の取組み

権利擁護の取組み

目的

障がい者の権利を守るため、支援に携わる者が利用者に対して権利擁護の視点をもって適切な支援が出来ることを目指す。

概要

障がい者が地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利や尊厳を守るために、意思決定支援の促進や虐待予防に繋がる取り組みを実施する。

1. 権利擁護研修

- ・昨年度計画相談支援へ実施したアンケートの内容や意思決定支援ガイドラインを踏まえ、障がい者が自らの意思を反映した日常生活や社会生活を送れるよう、計画相談支援や福祉サービス事業者が障がい者の自己決定の尊重などの権利擁護の視点に基づいた支援が実施出来るように、学ぶ場を設け、支援力向上を図っていく。

2. 法律支援事業

- ・法的観点が必要となる相談ケース等の対応のため、今年度も引続き大阪弁護士会と契約している。定期的な定例相談会と随時相談を活用する。
- ・相談支援専門員が関わるケースの中には成年後見制度等、法的観点が必要な相談もあるため、法律支援事業を活用し、加えて学びの場となるよう、年4回のうち2回を勉強会とする。また、主に相談支援部会で案内し、これまで以上に活用してもらえるように働きかけを行う。

3. 虐待レビュー会議

- ・被虐待者、養護者の権利を守るため、虐待が起こった原因を整理し、早期の解消に向け支援を行う。
- ・毎月の基幹相談支援センター内のレビュー会議で各ケースの進捗状況を確認し、課題解決につなげる。
- ・虐待対応から通常のケース対応に切替えるタイミングや、課題の解決または虐待対応の終結に向けた支援の方向性の確認や検討をする場として、今後も市と基幹相談支援センターによる虐待レビュー会議の開催を継続する。また、虐待の対応力の向上を目的に、対応の流れや各機関の役割等を整理し、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」等の内容の見直しも行っていく。

権利擁護の取組み

1. 権利擁護研修

令和6年6月までの取組み実績と成果

今年度実施する研修のテーマについて、下記のように検討した。

今後の方向性

令和5年度末に、相談支援専門員向けに行った権利擁護について学びたいことのアンケート結果で、最も回答が多かった「成年後見制度」の研修を11月に実施予定。相談支援専門員その他、サービス提供事業所なども対象に案内していく。具体的な事例を交えた構成など、学びたい内容を相談支援部会を活用して聞き取り、研修内容や講師選定について検討する。また、それ以外に挙げられたテーマ（意思決定支援や障がい者虐待）については、次年度以降で研修を行っていく。

2. 法律支援事業

令和6年6月までの取組み実績と成果

令和5年度法律支援事業実績（法律相談：10件、随時相談：12件）

昨年度、相談支援専門員向けに行った権利擁護の取組みアンケートの中で、法律相談を利用した人は、「参考になった」という回答が多かった。利用したことがない人は、「相談するケースが無い」が最も多い理由として挙げた他、少数ではあるが初任者から「困ることはあるが、まだどの段階から相談するべきなのか分からない」といった回答もあり、事業についての周知や取り上げた事例の共有は継続していく取組んでいく必要がある。

アンケート結果を踏まえ、年4回の法律相談支援事業のうち2回を、相談支援の現場で役立つ実践的な内容も含めた勉強会として活用していく。第1回の法律支援事業は相談支援部会での勉強会と共同で「生活保護制度について」学ぶ機会を作ることになった。

今後の方向性

- ・生活保護制度の基本的なルールや対象者の生活に係る各種取り扱いなどを知ること、対象者に対して適切な関わりや手続き、相談先へ繋げられるよう、相談支援部会と権利擁護の取組みとして、7月17日に「生活保護制度について」勉強会を実施予定。
- ・今後も法的観点が必要な事例があると考えられるため、3ヵ月に1度の定例法律相談を継続する。ただし、従来の事例提供方式だけではなく、相談支援専門員が法律に関わる学びたい内容も踏まえ、法律に関する講義の場を設ける。引き続き、相談支援部会等で定例法律相談への参加の声掛けを行い、相談支援専門員に必要に応じ、法律相談を活用してもらえるようにする。

権利擁護の取組み

3. 虐待レビュー会議

令和6年6月までの取組み実績と成果

基幹相談支援センター内では虐待の早期解消に向け、適切な支援がなされているか毎月進捗の確認を行っている。

（令和6年6月末現在対応件数：8ケース）

今後の方向性

虐待の早期解消に向け、基幹相談支援センター内ではこれまで通り、毎月進捗確認を行う。また市と基幹相談支援センターのレビュー会議を年2回（8月、2月予定）開催し、適切な支援が行えるようにする。

また、虐待の対応力向上を目的に、「和泉市障がい者虐待防止・対応マニュアル」の内容の改訂やレビューシートの運用について、市と基幹で検討する。

相談支援部会

相談支援部会

目的

相談支援専門員として、必要な知識やスキルの習得が出来る場とし、専門性を高め、支援の質の向上を目指す。適時相談し合える体制を確立し、相談支援専門員全体のネットワーク作りを行い、相談支援における課題の抽出や解決に向けた取り組みを行っていく。

概要

相談支援専門員として支援を行う上で、障がい特性や制度の理解、社会資源情報の充足や関係機関との連携が必須となっている。

令和6年度も昨年度に引き続き、4つの枠組み（勉強が出来る場、相談が出来る場、適宜相談・情報交換が出来る場、個別相談が出来る場）で取り組みを継続し、相談支援専門員個々が抱える課題の把握や共有、適宜相談や助言をし合うことで抱え込みを防ぎ、より一層のスキルアップを図りながら、個別ケースを通じて課題を抽出していくことも意識し、地域の支援体制整備や当事者の自己決定の尊重に基づいた適切な支援につなげられるよう取り組みを行っていく。

また、本部会の枠組みのみにとらわれず、主任相談支援専門員等と協働で実施する他の取り組みや他の専門部会と協働する企画等についても、情報共有や連携の場として、相談支援専門員へ働きかけていく。

1. 相談支援の質の向上

(1) 勉強会（全体会）（年3回／4月・7月・1月）

全体に共通する制度や支援に関することに対し、研修等を行う。学びを深め、スキルアップに役立つものとする。

(2) ネットワーク会議（年5回／6月・8月・10月・12月・2月）

相談支援専門員同士が気軽に相談や様々な情報交換等を行い、日々の業務に活用出来るものとする。課題の把握や解決に向けても協議。昨年度の事業所訪問から出た意見の中から、参加者の関心が高いものや共通する課題を取り上げる。

(3) 事業所訪問（6月より随時）

新規および希望する特定相談支援事業所を中心に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所がペアで事業所に出向き、業務上の課題を把握や、ケースの相談に関する助言、その他意見交換等個別のフォローアップを行う。

(4) オンライン相談（随時）

“情報共有”“相談ごと”等、各々が必要な場面で自由に投稿し合い、即時支援に役立てられるものとする。

相談支援部会

1. 相談支援の質の向上

令和6年6月までの取組み実績と成果

(1) 勉強会（全体会）

＊初任相談支援専門員が増えていることや対象者の抱える課題も多岐にわたり、相談支援専門員として、必要な知識やスキルを習得し、より専門性の高い対応をすることを目的に実施。

≪全体会≫（4月11日）

- ・今年度の和泉市における相談支援体制、各事業所の体制状況等についての情報共有を行った。（令和6年6月時点で、33ヵ所）
- ・令和6年度報酬改定について（各種加算、義務化されたもの、減算適用等）共有。
- ・7月勉強会のテーマ選定について、意見交換。（テーマ案：生活保護について、スマホ課金について、ゲーム依存について、成年後見制度について、不登校児の支援について など）

(2) ネットワーク会議

＊相談支援専門員個々で得る情報の偏りを補うための情報共有や、小グループでの相談会を継続して行うことで、3層構造だけでなく、相談支援専門員同士の横の繋がり・相互に相談しやすい関係性を構築・強化することを目的に、引き続き相談支援部会の核として実施する。

≪第1回≫（6月19日）

- ・令和6年度報酬改定による変更点など、共有簿冊の更新を行い、周知した。
- ・7月17日に実施予定の勉強会「生活保護制度について」で特に学びたいテーマや相談したい事例について、事前に行ったアンケートを元に意見交換。
各種申請手続きについて、収入認定や控除の考え方、制度の概要や成立ち受給要件、扶養義務、自動車の保有、障害等級加算について など
- ・小グループでの相談会は、今年度は実務経験年数に関係なく混合で班分けを行っている。様々な視点からの意見交換や、経験者や精通している人から初任者へ、相談支援専門員同士での助言や知識の共有をし合える場として継続。
- ・令和5年度事業所訪問から出た意見を元に、課題別にカテゴライズし、参加者が特に興味がある、協議したいと選択した「制度・報酬・業務の理解」というテーマで意見交換を行った。

【主な内容】

- 加算の取得要件や記録のとり方について…次回継続協議予定
- 必要書類や請求業務の初歩的なことについて
- 重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な人の社会資源について

(3) 事業所訪問

＊事業所の困り感を把握し、フォローすることを目的に継続。事業所訪問を通じて相談支援体制にかかる課題の把握や、3層構造の周知により必要時活用出来るような関係を構築していく。

- ・新規事業所への訪問を実施し、業務や支援に関する相談を受けた。
(令和6年6月末時点で1件訪問)

○事業所から挙げた意見

不登校の児童が支援から漏れがちで、将来引きこもりや触法につながる場合もある。社会参加や自分の役割をもつことが出来るような支援・体制づくりが必要と感じている。

(4) オンライン相談

- ・引き続き、リアルタイムで支援や社会資源に関する相談、情報共有など、適宜自由に投稿し合えるツールとして運用。
- ・使用アプリの変更に伴い6月部会で再周知し、活用を促した。

今後の方向性

- ・相談支援専門員のニーズに応じた勉強会の実施、またケースの抱え込みや課題を共有する機会を継続して設け、相談し合える体制を構築・強化することにより、相談支援の質の向上を図り、相談支援における課題の抽出（全体に共通する課題があればより深めて協議し、地域課題としても意識していくことが出来るよう）や、解決に向けた取組みの協議検討につなげていく。
- ・令和6年度報酬改定により追加された、機能強化型サービス利用支援費Ⅲ、Ⅳを取得している事業所に対して求められる動き（要件）を整理し、将来的には支援費取得事業所を中心に、相談支援専門員が主体的に部会運営を行えることを見据え、まずはネットワーク会議で取り上げる課題に応じた事例提供や、相談会でのファシリテーションなどの役割を形として示し、事業所同士でも、役割の担い方について話し合う場の実施などを検討していく。

就労支援部会

就労支援部会

目的

障がいのある方の就労について、個々に合わせた就労の場を提供し、また経済的な自立や生活基盤を整備することを目的とし、本部会では「一般就労の促進」「工賃の向上」の取組みを行っていく。

概要

一般企業（障がい者枠）への就労、また就労後の定着のため、就労支援機関同士が連携し、支援に取り組むことが必要である。各就労支援機関が有機的に機能していくため、役割の整理を行い、就労の促進と定着を目指す。

また、就労継続支援B型事業所の工賃を向上する取組みとして、企業等からの受注を増やし、授産製品の販路拡大に向けた取組みを行っていく。

1. 一般就労への移行

市内の就労移行支援事業所が支援をしている実事例をもとに、就労移行支援事業所、泉州北障害者就業・生活支援センター、和泉市障がい者就労支援センター、基幹相談支援センターにて、課題や支援のノウハウの共有と意見交換を行い、支援の質の向上と各就労支援機関の機能の理解を深めていき、機能強化を図っていく。また、事業所の職員が就労支援のポイントを理解し、現場の業務で実践出来るようにするために、就労支援ガイドラインの更新を行っていく。

一般企業や実習先の確保に向け、ケーススタディを通じて出た課題を整理し、具体的に企業へどのようなアプローチが出来るのか検討を行っていく。

2. 工賃向上の取組み

事業所が受注可能な業務や授産製品を周知し、販路の拡大、開拓を図り、工賃向上を目指す。

＊事業所が受注可能な業務や授産製品をココスルへ掲載

【進捗】授産製品は掲載済み（未掲載もある）、業務は未掲載

＊ココスル、カタログ、チラシなどを活用し、受注可能な業務や授産製品を企業等（発注に繋がりそうなターゲット）へ周知

・誰が、どこへ、どのように周知していくかを検討、実施

＊共同受注グループ（企業等からの受注依頼があれば LINE グループ内で情報共有等を行っている）で受注に繋がった事例をココスルへ掲載（受注の促進）

1. 一般就労への移行

令和6年6月までの取組み実績と成果

○ケーススタディについて

第1回 4月24日 ワークスクールのあ

第2回 6月19日 就労移行支援事業所レガート

就労支援の在り方（動き方）に焦点を当てて実施するため、就労相談から就職、フォローアップまで各段階における支援の在り方や工夫している事などを意識して意見交換を実施した。

他機関連携の在り方（精神障がい者の安定した通所のための医療との連携など）、就労意欲を向上させるための工夫など、支援の在り方について共有出来た。

今後の方向性

○ケーススタディについて

第3回 8月21日 works すぎな （実施予定）

第4回 10月ごろ プレストワークス （実施予定）

第5回 12月ごろ 振り返り・次年度の方向性の検討を行う予定。

○ガイドラインの更新について

ケーススタディを実施する中で整理した、就労支援における各段階のポイントを押さえた支援を現場で実践できるよう和泉市就労移行支援ガイドラインを加筆、修正していく。

2. 工賃向上の取組み

令和6年6月までの取組み実績と成果

○工賃向上グループ会議を実施（7月11日）

ココスルへ、就労支援事業所が提供できる作業役務に関する情報を掲載するためのホームページを新たに作成。各事業所に情報の入力を促し、情報を集約中。そのホームページ「授産製品、作業役務紹介ページ」をどのように周知していくのかを検討した。

和泉市社会福祉協議会で実施している、ふれあい訪問事業（※高齢者等宅へ見守りを目的に訪問し、品物をプレゼントする事業）の品物に、和泉市内の就労支援事業所の授産製品が採用され、品物の提供だけでなく配達業務も含めた受注に繋がった。

授産製品・作業役務に関するチラシを作成し、7月17日に実施される和泉市民生委員児童委員協議会の定例会にて、周知を行った。

今後の方向性

○就労支援部会として、販路拡大に向けた営業方法を確立させていく。

- ・授産製品チームと作業役務チームに分かれて、カタログやチラシを活用し、何を、どこに、誰が、どのように営業していくのかを検討・実施し、販路拡大、工賃向上を図る。
- ・受注に繋がった事例をココスルの「授産製品、作業役務紹介ページ」へ掲載し、受注の促進を図る。

地域移行部会

地域移行部会

目的

精神障がい者が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障がい福祉、住まい、社会参加(就労等)、家族支援、地域の助合い、普及啓発(教育)等を包括的に整備する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」※1の構築を目指した取組みを行う。

概要

地域移行部会では、令和4年度より、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取組みを開始した。関係機関・関係者等に対するアンケート及びヒアリングの結果から、和泉市における精神保健医療福祉に関する課題を抽出。

令和5年度は精神保健医療福祉関係者と地域や当事者家族を巻込んだ取組みとして、「研修会」「居場所づくり」「地域移行(退院促進)」の三本柱の取組みを行ってきた。「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が第7期障がい福祉計画の重点目標であることも踏まえ、令和6年度も引き続き取組みを進めていくとともに、前年度の内容や評価を踏まえて、包括的なケアシステムの構築を一層進めていく。

1. 研修会

- ・相談支援従事者に限らず、精神障がい者支援に携わる支援者向けに精神障がいに対する正しい知識、支援の方法について学ぶ研修会を実施する。その中で、精神科医療機関との連携を円滑に行うことを目的に、医療機関と相談支援従事者が交流・相談できる機会も提供する。
- ・地域住民に対する精神保健福祉に関する普及啓発等を目的に、「市民講演会」※2に共催参加する。

2. 居場所づくり

令和5年9月に開所した、精神障がい者(疑いも含む)を対象とした居場所について、令和6年8月を活動の区切りとして、取組みの評価及び課題の取りまとめを行う。地域移行部会として、継続して取り組んでいけるもの、新たに取り組んでいける居場所について検討していく。

3. 地域移行(退院促進)

各病院の長期入院者について、地域移行支援につながる可能性についてケース検討を行う。また、長期入院者へ訪問面接を行う新たなシステムづくりや、地域移行支援の利用促進のための取組みを実施していく。

※1 平成29年2月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において新たな理念として明確にされた。

※2 大阪精神科診療所協会が、大阪府民の精神健康の保持増進を目的に、毎年府内各地で実施。昨年より、和泉保健所と共催することとなり、当地域移行部会も共催実施した。

1. 研修会（全体会での協議）

令和6年6月までの取組み実績と成果

○研修会①「精神疾患研修会」…＜第1回＞6月27日実施

【目的】統合失調症をはじめとする主疾患に加え、対応に苦慮することが多い疾患について、現場の支援者に求められる疾患理解と、対応方法について習得する。

【対象】市内相談支援に従事する者(計画相談員、CSW等)、福祉サービス事業所職員、訪問看護、地域包括支援センター等

【内容】精神科医による講義 + 質疑応答(事前募集)
統合失調症、うつ病、そううつ病、不安障害圏、発達障害、パーソナリティ障害等における疾患の理解と対応方法について、講義と講師への質疑応答を実施。

【結果】47名参加(上記、研修対象より満遍なく参加)
アンケート結果では、講義の満足度も高く、疾患や治療についての理解も進んだという結果であった。また、医師の観点で幅広く精神疾患について学べた、具体例を交えながら一人一人症状が異なり、個別性の高い対応・支援が必要なことを学べたという意見が多く、第2回に向けて基礎となる学びの場となったといえる。

今後の方向性

○研修会①「精神疾患研修会」…＜第2回＞7月22日実施予定

【目的】実践に活かす内容として、医師への相談会を実施し直接助言をもらうことで支援の困りごとを解消する。さらに、多職種多機関とグループワークを行い、顔の見える関係づくりや医療との連携力向上を目指す。

【対象】第1回研修会に参加した方

【内容】ケース相談会 + グループワーク

ケース相談会…内容は事前募集し、当日講師(第1回と同講師)に助言をもらう形式

グループワーク…「未治療、治療中断、服薬拒否、医療との連携」から希望するテーマについて話し合い、発表に基づき講師より総括を行う。尚、グループのファシリテーターは訪問看護師(和泉市訪問看護メンタルヘルスの会)に協力依頼。

地域移行部会

○研修会②「アルコール関連問題勉強会」…＜第１回＞８月＜第２回＞未定

【目的】アルコール依存症についての基礎知識、専門医療機関の役割について学ぶ。さらに、専門医療機関の相談員と身近に相談出来る体験を通じて、スムーズな連携を行うためのネットワークを構築する。

【対象】市内相談支援に従事する者(計画相談員、ＣＳＷ等)、福祉サービス事業所職員、訪問看護、地域包括支援センター等(今年度は対象者を幅広に設定しているが、定員は前年度同様、少人数に設定)。

【内容】前年度の相談会と概ね同じ構成・内容で検討中。

○研修会③「市民講演会(共催)」…１１月７日実施予定

大阪精神科診療所協会(主催)と和泉保健所の共催開催。和泉保健所圏域の「にも包括」の会議体である高石市、泉大津市、忠岡町と当地域移行部会が共催の形式で開催。

【目的】精神保健福祉に関して、地域住民への啓発活動を行うことにより、精神疾患が誰でもかかりうる病気であること等、精神障がい者への理解促進を図ることに加えて、疾患、障がいの早期発見につなげる。また、家族や友人など身近な人が日常的に行える声掛けや対応方法について、学ぶ機会を提供する。

【対象】和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町に在住、在勤の方(○名定員)

【内容】「大人の発達障がい」をテーマにクリニック医師が講演予定

2. 居場所づくり (居場所づくりチームでの協議)

令和６年６月までの取組み実績と成果

令和６年８月までを区切りとして活動中(月２回：(Ａ：府中町)第２水曜、(Ｂ：幸)第４水曜)。

○居場所利用者数

居場所(Ａ：府中町)	人数	居場所(Ｂ：幸)	人数
３月１３日	５人	３月２７日	３人
４月１０日	４人	４月２４日	２人
５月８日	２人	５月２２日	２人
６月１２日	１０人	６月２６日	１人

○第１回チーム会議…４月２５日

・これまで利用に至っていない方が居場所につながることを目的に、各居場所イベントを企画した。

地域移行部会

○居場所イベント(A：府中町)…6月12日実施

- ・「たこやきパーティ」
- ・利用者数は上表の通りだが、10人中8人は居場所に来るのが初めての利用。調理に参加する人、雑談して食べるだけの人、食事後も残って交流される人と様々な利用のされ方をしていた。当事者同士の交流や支援者との交流も見られた。
- ・尚、今回のイベントの周知については、SNSも活用したことから、これまで居場所の活動を目に触れる機会のなかった人や福祉サービス事業所にも情報を届けることが出来た。また、行きたい気持ちはあってもアクセスや不安等で行くことが出来なかった人もがいたという声も事業所職員等より寄せられている。

今年度の方向性

○居場所イベント②(B：府中町)…7月24日実施予定

- ・「かき氷パフェをつくろう」

○第2回チーム会議…令和6年7月頃を予定

- ・イベント実施も含めた居場所の評価、課題についてチームとしてまとめていく。
- ・9月以降の居場所の取組みについて、継続できるもの、新たに取り組んでいけるものとして、使える資源(例：既にある居場所の活用や、赤い羽根募金の活用など)の検討を行う。

3. 地域移行(退院促進) (退院促進チームでの協議)

令和6年6月までの取組み実績と成果

○第1回チーム会議…5月8日

- ・ケース検討：各病院の実態把握のため、寛解・院内寛解の患者に限らず、退院支援に苦慮しており長期入院になっている、または長期になるおそれのあるケース等を挙げてもらい、会議で共有及び退院阻害要因の深掘りを行う。その中で、地域移行支援もしくは個別面談につながりそうなケースに関しては、訪問面接の実施に向け検討し、調整を行っていく。
- ・院内研修：昨年度末に実施した研修についてチームで共有し、今年度の研修の実施についても投げかけを行った。

⇒訪問面接では、「病院内での支援や働きかけでは地域移行支援につながらない人へ、地域の相談員からの働きかけを行うこと」を主な目的としている。実際の運用に向けての枠組み設定(訪問者の設定や回数、期間等)については、現時点では明確に定められないため、前段階として、お試し訪問を実施し枠組みを検討していくこととする(第1回全体会で協議の上、合意)。

今後の方向性

○第2回チーム会議…8月実施予定

- ・ケース検討：前回に引き続きケース検討を実施。
- ・訪問面接(お試し)実施に向けて、訪問時の面接内容のポイントについて地域精神医療整備体制広域コーディネーターの活動を参考に整理する。また、お試し訪問を実施するうえでの役割やスケジュールについても確認していく。今後はお試し訪問を参考に、訪問面接の枠組み設定についてチームで検討していく。

地域生活支援拠点部会

地域生活支援拠点部会

目的

『和泉市地域生活支援拠点整備方針』に基づき、事業運用を促進すると共に、事態発生時に個別の状況に緊急時対応を円滑に行える体制整備と事前準備を進めることで、障がいのある方及びその介護者の高齢化や重度化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目指す。

概要

令和3年度より短期入所利用による緊急時の受入れ体制を構築し、登録制で事業運用を開始してきたが、リスクマネジメントの必要性を感じていない、生活の変化を好まない、登録準備への負担感、要件に合わない等の理由から登録が進まない状況があったため、「備えの必要性」について意識づけを行うため、昨年度末に、「もしもキャンペーン」を実施した。今年度はその効果検証を実施する。

短期入所支援だけでなく、在宅支援による機能的な支援体制の構築、多職種間の連携促進、利用者の安全確保など、サービスの充実に取り組む。

1. 効果検証

昨年度相談支援専門員向けに実施した、もしもキャンペーンの効果検証のため、アンケートを実施する。アンケートの内容を踏まえ、啓発方法を検討し、引き続き緊急時に備えた事前準備ができるよう働きかけを行う。また、登録要件の見直しを行う。

2. 短期入所スキーム

重度障がい者の受け入れの拡充や、緊急時のよりスムーズな受け入れを目指し、短期入所事業者の意見交換の場等を設け、横のつながりが出来、事業所のスキルアップを目指す。

3. 在宅スキーム

緊急時に短期入所利用では合わない人や、昨年度実施したもしもキャンペーンの回答結果では、「ショートステイとヘルパー」の組み合わせを希望する方も多くいた。ショートステイの更なる体制整備と並行して、ヘルパーの支援体制整備も進めていく。

1. 効果検証

○もしもキャンペーンの最終結果報告（18頁から21頁）

《協議事項：登録要件の見直しについて》

現行

- ①18歳以上64歳以下
- ②和泉市内で家族（介護者）と同居
- ③短期入所の支給決定を受けている
- ④障がい支援区分4以上
- ⑤計画相談支援を利用している

変更後

- ①18歳以上64歳以下
- ②和泉市内で家族（介護者）と同居
- ③短期入所の支給決定を受けている
- ④障がい支援区分をもっている
- ⑤計画相談支援を利用している

令和6年6月までの取組み実績と成果

- ・昨年度実施した“もしもキャンペーン”の効果の確認とリスクマネジメントの仕掛けづくりを検討するため、市内の相談支援事業所、サービス事業所、回答のあった他市の相談支援事業所向けにアンケートを実施するため、準備を行った。（7月中旬送付）

今後の方向性

備えの必要性について啓発を継続し、支援者が継続的なリスクマネジメントが出来るよう、アンケート結果から今後の取り組みを具体化していく。

2. 短期入所スキーム

令和6年6月までの取組み実績と成果

6月18日に検討会開催

- ・現在緊急事態発生時、事前登録シートに掲載されている事業所に連絡を取り、受け入れ不可であれば他を一軒ずつ当たって空きを探す状況である。短期入所事業所同士の横の繋がりが出来、空床情報や受け入れの可否や共有がスムーズになることを目指して、意見交換の場として短期入所事業所連絡会の開催を予定しているため、意見交換の内容を検討した。

今後の方向性

11月頃に連絡会を開催予定。連絡会前に部会メンバーに入っている短期入所事業所の困りごとを事業所に聞いてもらうスタンスで、事業所に訪問し、苦勞の共有など相談しやすい状況を作る仕掛けづくりを実施予定となった。基幹相談支援センターも同行予定。

3. 在宅スキーム

令和6年6月までの取組み実績と成果

6月20日に検討会開催

- ・緊急時にヘルパーを派遣出来る仕組みづくりの一步として、緊急時に相談が可能な事業所のリストをつくるため、市内のヘルパー事業所向けに「緊急時に相談の問い合わせは可能か」といった内容を含めたアンケートを取る予定で、アンケート内容を検討した。
- ・在宅スキームに関しても登録制にする方向で検討している。ヘルパー派遣時に必要となりそうな項目を検討した。

今後の方向性

- ・アンケートで緊急時対応が可能と回答のあった事業所の中から代表の方1名に部会メンバーに参画していただく。参画した事業所の方も含め、緊急時対応の依頼があったときに、どのような流れで自宅に派遣をするか整理する。
- ・主介護者が普段担っている部分は何かを整理して登録用紙に記載できるよう、様式の修正を行う。また、ヘルパー事業所が部会に参画した際にも、必要な情報について確認する。

地域生活支援拠点部会

もしもキャンペーンの分析について【報告】

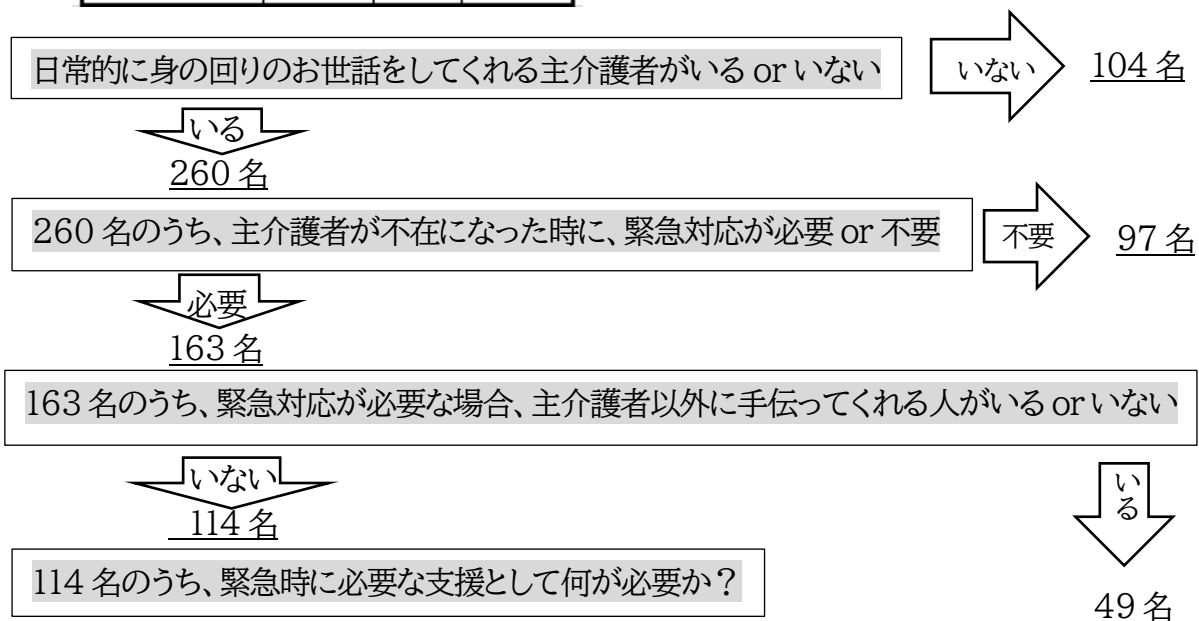
●発送数と回収数 1359 名のうち 364 名の回収……回収率 26.8%

★全体 364 名の内訳

障がい種別	主介護者が いない	いる	総計
身体	13	23	36
療育	12	116	128
精神	68	77	145
精神療育	5	10	15
身体療育	2	29	31
身体難病	0	1	1
身体精神	4	3	7
難病	0	1	1
総計	104	260	364

区分	主介護者が いない	いる	総計
なし	29	79	108
区分 1	6	7	13
区分 2	36	40	76
区分 3	17	28	45
区分 4	7	27	34
区分 5	3	22	25
区分 6	3	43	46
記載なし	3	14	17
総計	104	260	364

年齢	主介護者が いない	いる	総計
10代	1	11	12
20代	6	75	81
30代	13	58	71
40代	19	63	82
50代	41	43	84
60～64歳	22	10	32
不明	2	0	2
総計	104	260	364



地域生活支援拠点部会

★「主介護者がいる」と回答した 260 名の内訳

障がい種別	緊急時対応が必要	不要	総計	区分	緊急時対応が必要	不要	総計
療育	89	27	116	なし	33	46	79
身体	13	10	23	区分 1	4	3	7
精神	27	50	77	区分 2	22	18	40
精神療育	6	4	10	区分 3	16	12	28
身体療育	26	3	29	区分 4	19	8	27
身体難病	0	1	1	区分 5	17	5	22
身体精神	1	2	3	区分 6	42	1	43
難病	1	0	1	記載なし	10	4	14
総計	163	97	260	総計	163	97	260

「主介護者がいる」と回答した 260 名の内訳を見てみると、特に療育や身体が緊急時対応を必要としている回答数が多くあるが、精神は不要と回答している数が多い。

また、区分が高い方が緊急時対応の必要としている数が多い。一方で、区分なし・3 以下でも必要としている人が一定数いる。

主介護者以外に手伝ってくれる人がいるか	総計
いない	114
いる	49
総計	163

★主介護者以外に手伝ってくれる人がいないと回答した 114 名が緊急時に必要としている支援

障がい種別×緊急時に必要な支援※複数選択

障がい種別	SS	SS+ヘルパー	ヘルパー	その他	選択なし	総計
療育	17	25	4	7	11	64
身体	3	3	2	0	2	10
精神	0	3	7	5	8	23
精神療育	1	2	0	0	3	6
身体療育	12	4	1	1	3	21
難病	0	0	0	0	1	1
総計	33	37	14	13	28	125
	26.4%	29.6%	11.2%	10.4%	22.4%	

地域生活支援拠点部会

区分×緊急時に必要な支援

※複数選択

区分	SS	SS+ヘルパー	ヘルパー	その他	選択なし	総計
なし	1	5	4	3	13	26
区分1	1	1	0	0	1	3
区分2	2	5	5	3	3	18
区分3	4	5	1	0	1	11
区分4	5	2	1	0	4	12
区分5	6	4	1	0	1	12
区分6	14	13	0	6	4	37
記載なし	0	2	2	1	1	6
総計	33	37	14	13	28	125

★特に必要としている支援で回答数が多くあったのは、

「ショートステイ」…33(26.4%)

「ショートステイとヘルパー」…37(29.6%)

「ヘルパー」…14(11.2%)

・「ショートステイ」を必要としている人が多い。また、「ヘルパー」を必要としている人も一定数いる。

・区分がない場合でも、区分が必要なショートステイやヘルパーの利用を希望している人もいるため、区分の取得や支給決定を受けておくことなど、備えの範囲についても個々に検討を進める。

・「主介護者以外に手伝ってくれる人がいる」と回答した人の中でも、緊急時には障がい福祉サービスの利用が必要との回答があるため、緊急時に主介護者以外の人がどこまで対応できるのかを確認しておく必要がる。

・主介護者以外に支援をしてくれる人がいる、いないに関わらず、緊急時のことを考え、日頃からサービスの調整を本人や家族、支援者で考えておく必要がある。

★もしもの時をイメージできたか

もしもの時をイメージできたか	総計
はい	247
いいえ	43
選択なし	69
どちらでもない	3
総計	362

★「はい」の回答数が多くある。また、モニタリングにて、「今回のキャンペーンを通じて、もしものことを考え、ショートステイの利用に至った」との記載があったりと、キャンペーンの効果はあったと考える。

一方で、緊急時のことについて話し合っ備えておくことをイメージするのが難しいとする人もいるため、事前登録作業を通じて準備や確認が必要なことを考えられるよう、今後も啓発を継続していく。

●まとめ

- ・区分にかかわらず緊急時対応が必要であるため、登録要件として定めている 4 以上の見直しが必要と考えるが、緊急時に必要な障がい福祉サービスとして「ショートステイ」と「ヘルパー」の回答が多くあった。両サービスには区分が必要となるため、登録要件には「区分をもっている人」にする必要があると考える。
- ・また、ショートステイとヘルパーを必要とする人が多くいるため、ショートステイの更なる体制整備を引き続き行い、ヘルパーの支援体制についても整備を進めていく必要があると分かった。
- ・緊急時に必要な支援で「その他」の多くは、グループホームの利用である。例えば、「今は祖母が居るため問題ないが、将来的にグループホームへの入居を考えている」、「一人で生活することはできないためグループホームの入居を考えている」といった意見があった。そのため、将来を見据えて、グループホームの体験を進めていく必要がある。

子ども部会

子ども部会

目的

障がい児とその家族の多様化するニーズに対応できるよう、関係機関が連携して協議することで、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築づくりを目指す。

概要

医療的ケア児の支援は、児童福祉・障がい福祉だけでなく医療・保健・保育・教育と様々な分野の協力が必要で、その連携体制の構築は喫緊の課題となっていた。

令和4年度、医療的ケアが必要な子どもの支援について、制度の複雑さや多岐にわたる窓口等で、情報がわかりにくくなっている現状があった。そこで関係機関の情報を整理し、保護者向けガイドブック作成にむけ取り組み、令和5年度末ホームページにガイドブックを掲載した。

1. 災害時の対応に向けて

- 災害時対応における医療的ケア児の自助・公助・共助の支援体制を整備する。
- ・災害発生時に備えて、現状を共有し、課題整理を進める。

2. 医療的ケア児の現状と地域の課題集約

- ・医療的ケア児の個別訪問等から実態を把握し、地域の課題を集約する。
- ・和泉市としての課題と広域で検討が必要な課題を整理し、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図る。

3. その他

- ・障がい児支援の課題および他の会議体での検討課題を集約し、必要に応じて地域自立支援協議会に報告する。

子ども部会

1. 災害時の対応に向けて

令和6年度6月までの取組み実績と成果

大阪府和泉保健所が把握し、避難行動要支援者登録者個別支援計画を立て個人情報の共有に同意がある保護者と顔合わせ、自宅訪問し現状の共有をした。この事例を通じた取組み予定について、意見交換を行った。

今後の方向性

個人情報の共有に同意があるケースより「家族と取り組むこと」と「地域と取り組むこと」と「保護者と支援者にできること」を大阪府和泉保健所、福祉総務課、地域住民に協力を働きかけ、和泉市避難行動要支援者個別支援計画の推進と避難訓練に向けて取り組む。

医療的ケア児の災害対応に向けた情報集約と発災時の情報集約について、現状の共有を行い、発災時の安否確認について役割を整理する。

2. 医療的ケア児の現状と地域の課題集約

令和6年度6月までの取組み実績と成果

○和泉市における医療的ケア児等の把握について

・子育て支援室で把握している件数等の情報を共有し、現状について意見交換を行った。

○第3期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査について

・医療的ケア児を抽出した調査結果を共有した。

○令和8年4月開設予定の医療的ケア機能を備えた認定こども園について

・進捗状況を共有し、意見交換を行った。

【これまでの子ども部会で共有し見えてきた課題】

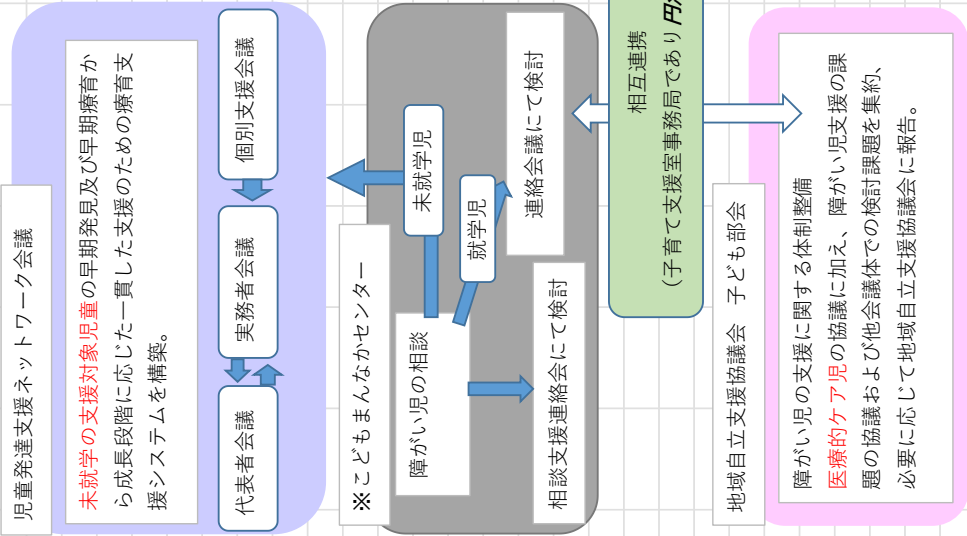
就園・就学にむけての不安、兄弟姉妹児の支援、福祉サービスの充実（入浴サービス、ショートステイなど）、地域での生活を相談できるコーディネーター的支援、地域とのつながりの希薄、学校等の看護師確保

今後の方向性

見えてきた課題をふまえ、医療的ケア児の個別訪問等から課題の実態を把握し、具体化する。

令和6年度の障がい児支援の検討の場について

< 令和6年度 >



児童発達支援ネットワーク会議の役割

- ▶ **未就学児童**を対象とした療育支援について検討。
- ▶ 令和5年度以降については、【児童発達支援センター】が未就学児の障がい支援における「中核的役割」を担っていくための仕組みづくりに向けて協議。

こどもまんなかセンターの役割

- ▶ 全ての子ども及びその家庭、妊産婦を対象とした相談対応を担う。
- ▶ 障がいのある児童について、未就学児については児童発達支援ネットワーク会議、**就学児童**については【連絡会議】にて検討を実施。同会議においては不登校児童も含めた上で、支援の対象とする。

地域自立支援協議会「子ども部会」の役割

- ▶ **医療的ケア児**の支援に関する協議の場合
- ▶ 障がい児支援に係る課題について、「連絡会議」等での検討課題について集約する。

< 令和6年度予定 >

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ネットワ ーク支 援会 議	代表者会議											○	
	実務者会議		○		○		○			○			

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
セ ン タ ー 連 絡 会 議	障がい児支援に おける医療教育 福祉の連絡会議		○		○			○			○		
	相談支援連絡会							○			○		

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども部会				○				○			○		

※令和6年度から児童福祉法改正に伴い「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」と「子育て世代包括支援センター（母子保健）」を一体的に運用する「こども家庭センター」を設置。

和泉市の名称は「和泉市こどもまんなかセンター」

支援の質向上プロジェクトチーム

支援の質向上プロジェクトチーム

目的

「支援の質」の向上に関する取組みを進めることで、質の高い日々の支援につなげていくものとする。

1. 社会資源の在り方検討チーム

目的 障がいのある方が希望する地域生活を実現するために、必要とするインフォーマルな社会資源を見つけ（活用し）やすくする。

※社会資源の開発に向けた地域づくり（ニーズと現状の発信⇒開発）

概要 当事者が必要としているニーズを明確にしながら、それに対応する社会資源が実際に地域にあるのかを確認し、社会資源の見える化を行う。また、地域に無い社会資源については、社会資源の開発に繋がるよう、その現状と必要性を発信しつつ、開発できる方法を検討していく。

2. 個別支援計画の在り方検討チーム

目的 和泉市内のサービス事業所の支援の質の向上を目指す。
サービス管理責任者研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施できる事業所を増やす。

概要 サービス管理責任者研修を受講しただけでは、個別支援会議やニーズ整理等、研修で示されているサービス提供（7つのセクション）のポイントを押さえた支援を実施することが難しい。また、業務多忙な中で、どう実践していけばよいのかも課題として挙がった。
サービス管理責任者研修のフォローアップ研修を引き続き研修の企画、実施を行っている。
また、日々の支援の在り方や工夫していること（ICTを活用した業務の効率化等）について、サービス事業者同士で共有・検討を重ねていく。

支援の質向上プロジェクトチーム

1. 社会資源の在り方検討チーム

令和6年6月までの取組み実績と成果

○チーム会議を実施（6月18日）

当事者が求めるニーズ「こんな社会資源があったら良い」とそれを充足させる資源の情報「こんな社会資源がある」の集約の仕方と実際に活用される為の仕掛けについて検討を行った。

今後の方向性

余暇を充実させる資源を見つけやすくする。

当事者が求めるニーズを受発信できる仕組みや、そのニーズに合った情報を見つける、提供できる仕組みをつくっていく（見える化）。

プロジェクトチームメンバー間で、当事者（利用者）が具体的にどのような社会資源を求めているのかを聞き取った情報を共有し、そのニーズに合致しそうな情報を提供し合うということを試験的に実施し、どのような仕組みが必要かを整理していく。ゆくゆくは、ココスルなどのツールを活用し、誰でも利用できる仕組みを検討していく。

2. 個別支援計画の在り方検討チーム

令和6年6月までの取組み実績と成果

○チーム会議を実施（6月18日）

7つのセクションのうち3つ目である、「サービス担当者会議体験～アセスメントの深化と生活全体のニーズ把握～」のポイント（支援内容について確認する、事業所に求められていることの確認と発信、担当者会議の内容を現場にフィードバック）を押さえた動画撮影についての検討を行った。

今後の方向性

- ・7月に動画撮影を行い、8月中に編集を完了し動画投稿をする予定。その後研修会（対面）の実施について検討を行っていく。
- ・サービス事業所の職員同士が支援の在り方について、情報交換する場が少ない。特に業務多忙な中で、質の高い支援をどのように行うか（業務の効率化等）等の困り事や疑問を解消できるヒントを得られる情報交換を行う場として検討会を実施し、支援の質の向上を図っていく。

委員提案

委員名	大阪府立岸和田支援学校 金 大洪
テーマ	医療的ケアのある子どもの進路について
現状・課題	医療的ケアの必要な子どもの高等部卒業後の受入れ事業所が少ない
目標	医療的ケアの必要な子どもが学校卒業後も安心できること
取組み案	
関係者	
協議事項	
その他	保護者のレスパイトのための子どもの預かり先がない

これまでの委員提案

委員のみなさま貴重なご提案ありがとうございます。

いただいたご提案につきましては、一定、取組みの方向性が決まったものや、取組みを行う部会、チームが決まったものについては、一旦“提案”の段階が完結したものとし、その後の経過は、各部会ページにおいて、その他取組みと合わせてご確認いただくものとします。

今後も活発な協議・取組みを進めていくため、ふるってご提案お待ちしております！



◆地域における障がい者の外出支援の活性化、充実化
・・・支援の質向上・プロジェクトチーム 「社会資源の在り方、作り方」チームにて取組み中。



◆泉州北障害者就業・生活センターによる支援
・・・就労支援部会にて「各就労支援機関等の機能及び連携体制の強化」として取組み中。



◆障がい者計画等のわかりやすい版の作成
・・・作成済み。



◆緊急時対応をより円滑に行える体制作りと、より安心して暮らし続けられる地域づくりについて
・・・地域生活支援拠点部会にて取組み中。

◆青年・成人期余暇活動支援の充実について

現在、本市において日中一時支援の支給決定や利用実績、その他障がい支援区分や行動援護スコア、サービス利用状況等のデータ集計や分析等を行なった（令和5年度第3回和泉市障がい者地域自立支援協議会にて報告済み）。

その他、相談支援専門員等に対するニーズ調査、他自治体の取組状況の情報収集を実施する予定。

◆支援やサービス提供に繋がりにくい方への支援体制構築、事業者間の連携支援による支援チーム構築と地域での人材育成について

今後、市・障がい者基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター（委託相談）を中心に事業者支援の体制構築に向けて検討を進めていく予定。